

2. ホテル宿泊拒否事件

一 事件の経緯

2003（平成 15）年

9月17日 熊本県が「ふるさと訪問事業」でアイレディース宮殿黒川温泉ホテルに11月18日の宿泊を予約する。

11月7日 県がホテルにFAXで宿泊者名簿を送付、宿泊予定者が菊池恵楓園の入所者であることを伝える。

11月12日 県健康づくり推進課職員がコース下見のためホテルを視察。

11月13日 宿泊者がハンセン病元患者であることを理由に、ホテルが県に宿泊拒否を伝える。

県は河津修司南小国町長と小林茂喜黒川温泉旅館観光協同組合長に電話でホテルを説得するよう依頼。

その日のうちに2人は前田篤子総支配人らと面談。

2人の説得に対し、「本社の指示がないと受け入れられない」という返事が返り、宿泊拒否の姿勢は変わらなかった。

河津町長はホテルに出向くという県の担当者に「本社に直接話した方がいい」と進言をする。

11月14日 県職員が本社のアイスター（東京）に出向き、知事名の申入書を手渡す。

対応した江口忠雄広報室長は再考の余地なしという返事だったが、県は「もう一日考えて欲しい」「上の人にも相談してほしい」と食い下がる。

11月15日 翌日の最終回答も「会社の方針で断る」だったため、県健康づくり推進課東明正課長が菊池恵楓園に出向き、園長室で由布園長と太田明自治会長に宿泊拒否に至った事実経過の報告について相談。

相談内容は中止か宿泊先の変更か、日程をずらすべきか。

太田会長は「代替りのホテルを探し、予定通りの日程で実施してほしい」と要望。

11月？日 自治会は「宿泊拒否の理由を確認したい」とホテルに面会を申し入れる。

11月17日 入所者自治会役員5人がホテルに出向き、総支配人らと面談。

「恵楓園の入所者は受け入れられないというのが理由か」「結局、ハンセン病という病気が理由なのか」「最初から恵楓園と言っていたら、その場で断っていたか」という質問に、ホテル側は「そうです」と回答。

誰が宿泊拒否を決定したのかという問いには「本社の方針」を繰り返す。

約40分の面談によっても、ホテル側は宿泊拒否の姿勢を変えず。

11月17日夜 潮谷知事から太田自治会長宅に電話。

- 11月18日 潮谷知事、定例記者会見で宿泊拒否とホテル名を公表。
ふるさと訪問事業は宿泊場所を変更して実施。
知事は、上京して法務省人権擁護局に相談に出向く。
- 11月20日 総支配人が菊池恵楓園を訪れ、世間を騒がせたことについて謝罪。宿泊拒否については謝罪せず。
自治会側は誠意が感じられないと謝罪の受入を拒否。
このことが報道されてから、「謝罪を拒否した」と自治会に批判や誹謗の電話・手紙等が相次ぐ。
- 11月21日 熊本地方方法務局と県が旅館業法違反の容疑でホテルを熊本地方裁判所に告発。
- 11月26日 南小国町長と黒川温泉観光旅館協同組合がアイスターに抗議。
- 11月27日 自治会がアイスターとホテルに抗議文を送付。
- 11月28日 アイスターの西山栄一社長が退任し、新社長に江口忠雄広報室長が就任。
- 12月1日 江口社長がホテルで会見。「宿泊拒否は当然の判断。責任は県にある」と発言。
一方で菊池恵楓園を訪問し、謝罪、自治会は謝罪文を受け取る。
- 12月8日 ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会がアイスターを訪問し、抗議。
- 12月9日 熊本地検が江口社長から事情聴取。
- 12月15日 全療協、アイスターを訪問し、抗議。
- 12月17日 県が旅館業者や公衆浴場業者を対象に「ハンセン病問題講演会」を実施。
- 12月20日 アイスター江口社長が菊池恵楓園を訪問し、「宿泊拒否の判断は間違いだった。社員教育を徹底する。」と謝罪。
自治会は和解を受け入れる。

2004（平成16）年

- 1月5日 アイスター江口社長がホテルで会見。「今後は元患者を無条件で受け入れる」と発言。
- 1月20日 県が江口社長をホテルの営業停止処分的前提として事情聴取。
社長は「宿泊拒否は間違いだったが、責任は県にある」と主張。
- 2月13日 熊本地検がふるさと訪問事業に参加した入所者から事情聴取。
- 2月16日 江口社長、「宿泊を断ったことに対する最大かつ最善の謝罪」としてホテルの廃業を表明
- 3月5日 熊本県知事が記者会見で営業停止3日間の行政処分を公表。
その後、菊池恵楓園に出向いて行政処分の内容を報告。
- 3月12日 江口社長が記者会見を開き、「行政処分は受け入れるが、県に責任があり、我々は被害者」と再度主張。
- 3月29日 熊本地検（宮地区検）が旅館業法違反の罪で西山前社長ら3人とアイスターを略式起訴、それぞれに罰金2万円。

二 マスメディアの報道

ハンセン病問題検証会議最終報告書によると、上記の宿泊拒否事件に関する2003（平成15）年11月19日から2004（平成16）年5月21日までの新聞報道の記事見出しは下記の通りである。ただし、全国紙については西部本社版によった。

2003年

- 11月19日 「ハンセン病元患者客に迷惑」 温泉ホテルが宿泊拒否 知事「人権侵害」と抗議（熊本日日新聞）
ハンセン病元患者宿泊拒否 差別根強く 全国に衝撃と波紋 「がっかり」抗議殺到（熊本日日新聞）
熊本地方法務局 「重大な人権侵犯」厚労省 「対象外」全国通知へ（熊本日日新聞）
怒りの声次々に 黒川温泉観光旅館協同組合 「脱退勧告も」（読売新聞）
黒川のホテル ハンセン病元患者を拒否 県の指導も従わず 法務局が調査開始（読売新聞）
ハンセン病元患者を拒否 黒川のホテル「宿泊客の迷惑」 熊本県人権侵害で調査（西日本新聞）
熊本のホテル ハンセン病元患者を拒否 県説得にも応ぜず（朝日新聞）
ハンセン病元患者拒否 「宿泊客の懸念考慮」 総支配人に聞く 個人的には理解も（朝日新聞）
ハンセン病の元患者宿泊拒否 偏見・差別 渦巻く憤り 「人権回復」願い遠く（朝日新聞）
ハンセン病元患者を拒否 黒川温泉のホテル 「宿泊客に感染」 県が名称公表（日本経済新聞）
ハンセン病差別 いまだ宿泊拒否 抗議殺到 憤り 残念（毎日新聞）
黒川温泉のホテル ハンセン病元患者宿泊拒否 「他の客に迷惑」 行政の説得聞かず（毎日新聞）
- 11月20日 アイレディース宮殿黒川温泉ホテル ハンセン病元患者拒否で施設名公表で会見「国民が100%理解か疑問」と逆ギレ 協同組合除名へ（夕刊フジ）
法務省、ホテル告発検討 黒川の組合は除名決定 ホテル支配人きょう謝罪（読売新聞）
ハンセン病元患者拒否 根強い偏見 「遺憾」 西日本訴訟弁護団など「さらなる啓発を」（読売新聞）
法務省が告発検討 ホテル関係者聴取 総支配人が一転謝罪（毎日新聞）

ハンセン病元患者ら宿泊拒否 ホテルを刑事告発も 法務省など調査（熊本日日新聞）

啓発根気よく繰り返そう 深い隔離政策のつめ跡 本当の理解求め 動き本格化させた行政（熊本日日新聞）

「謝罪当然」怒りあらわ ハンセン病元患者ら宿泊拒否 南小国町「イメージに傷・・・」（熊本日日新聞）

ハンセン病元患者の宿泊拒否 「恥ずべき不正義」原告団が抗議声明（しんぶん赤旗）

ハンセン病元患者 謝罪受け入れず ホテル側が施設訪問 「ポーズだ」（朝日新聞）

熊本のホテル一転謝罪 関係者ら、なお怒り（朝日新聞）

熊本県「人権侵害になる」 経営側「そんな話は結構」 ホテル「支持」の電話相次ぐ 根深い偏見浮き彫り（西日本新聞）

ホテル側、謝罪へ 熊本地方法務局 人権侵害で告発検討（西日本新聞）

「氷山の一角」根強い差別 スナック、美容院、銭湯・・・「対処の事例重ねて解消を」（東京新聞）

11月21日 元ハンセン病患者宿泊拒否問題 一両日に告発（朝日新聞）

元患者、謝罪受け入れず ホテル側施設訪問 「保身のみだ」（朝日新聞）

ホテル、本社 きょう告発 法務省 熊本県も同調（毎日新聞）

謝罪文受け取り拒む 「誠意がない」（毎日新聞）

法務省、ホテル告発へ 旅館業法違反容疑 入所者、謝罪受け入れず（読売新聞）

「頭下げて済む話か」 宿泊拒否のホテル謝罪 「型通り」神経逆なで ハンセン病元患者ら総支配人に怒声 歴史的勝訴から2年半 差別根絶闘いは続く（西日本新聞）

ホテル支配人 恵楓園訪れ謝罪 入所者 謝罪文は受け取り拒否 謝罪にも埋まらない溝 背景に社会全体の無理解（熊本日日新聞）

宿泊拒否のホテル告発 「悪質な人権侵犯」県と熊本法務局（熊本日日新聞）

社説 偏見なく正しい理解を（熊本日日新聞）

熊本地方法務局 きょうにもホテル告発（熊本日日新聞）

11月22日 ホテル側訪問謝罪への対応 施設に抗議電話80本 入所者「本質見てほしい」（読売新聞）

ホテルの人権侵害批判 法務局と県 啓発活動さらに 法務局長 必要性、改めて強調 温泉旅館組合理事が謝罪（読売新聞）

宿泊拒否ホテル告発（読売新聞）

ホテル側を異例告発 熊本県と法務局「悪質な人権侵害」（毎日新聞）

- 宿泊拒否のホテル告発 「悪質な人権侵犯」 (熊本日日新聞)
行政の啓発不足も露呈 旅館業法 対象外を通知せず (熊本日日新聞)
再発防止へ努力 南小国町長と黒川旅館組合 恵楓園訪れ謝罪 (熊本日日新聞)
- 宿泊拒否ホテル告発 熊本県・法務局 「偏見に基づき悪質」 (朝日新聞)
宿泊拒否 ホテル除名へ 町長と組合長 元患者らに謝罪 異例のスピード告発 「著しい人権侵害」に対応 (朝日新聞)
県と法務局 ホテル告発 旅館業法違反の疑い (西日本新聞)
心の傷計り知れぬ 熊本地方法務局 人権侵害を指弾 謝罪拒否に抗議 70件 菊池恵楓園自治会「差別の本質考えて」 (西日本新聞)
- 11月23日 差別潜在 ネットで調べた 「絶対感染しないとは書いてない」 理解されぬ現実 「保菌者はほぼいないのに無意味」 専門家 (朝日新聞)
県内識者に聞く 熊本学園大学教授 原田正純氏 「命の差別」にどう迫るか 社会的訓練で差別克服 (熊本日日新聞)
菊池恵楓園 被害者に心無い言葉・・・なぜ (熊本日日新聞)
- 11月24日 元ハンセン病患者への宿泊拒否 菊池恵楓園退所者 「偏見」鈍る社会復帰 「でも負けたくない」 (朝日新聞)
「中傷に負けないで」激励 全国から続々 支援者ら菊池恵楓園訪問 (熊本日日新聞)
- 11月25日 受け入れのホテルや飲食店 「普通に接するのは当然」 「宿泊拒否、接客業として考えられない」 (熊本日日新聞)
- 11月26日 ハンセン病 真実知って 合志南小6年生 創作劇上演へ 「宿泊拒否すごく悲しい」 (熊本日日新聞)
熊本地検が告発状受理 (熊本日日新聞)
- 11月27日 差別克服へ光広がれ 無知が生む偏見 生徒の涙に教えられた ハンセン病題材に劇 熊本・菊鹿中 啓発活動 PTA から地域へ (西日本新聞)
本社の方針？個人の判断？ 発言変遷 ホテル側 町抗議に本社“門前払い” (熊本日日新聞)
ハンセン病理解 周知徹底を求める 県、旅館など11組合に (熊本日日新聞)
「偏見残っている」 坂口厚労相国会で答弁 再発防止 全国に伝達 (熊本日日新聞)
- 11月28日 エイズ、ハンセン病に学ぶ 来月7日、玉名市民会館 九州看護福祉大学 被害者、元患者ら招きシンポ (熊本日日新聞)
ホテル本社に抗議書 恵楓園入所者自治会が郵送 社長に謝罪求める (熊本日日新聞)

- ホテル社長に抗議書を郵送 菊池恵楓園入所者らが抗議の集会 大阪（朝日新聞）
- アイスターに元患者ら抗議文 菊池恵楓園自治会（西日本新聞）
- ハンセン病差別やめて 大阪で抗議集会 恵楓園・志村さん訴える（毎日新聞）
- 11月30日 人権週間 ハンセン病元患者を差別 お互いを大切に思う心を（熊本日日新聞）
- ハンセン病に正しい理解を 県が「あつい壁」上映会（熊本日日新聞）
- 12月2日 元患者、謝罪受け入れ ホテル側「県に責任」（朝日新聞）
- 宿泊拒否 元患者ら謝罪受け入れ 恵楓園 ホテル社長が訪問（西日本新聞）
- わだかまり残し和解 元患者「反省ない」批判も 「宿泊拒否は当然」 ホテル本社長「熊本県にも責任」（西日本新聞）
- ホテル社長 「県に責任」 説明きちんとなかった（読売新聞）
- 宿泊拒否は当然 新社長 人権侵害は謝罪 元患者ら苦渋の受け入れ（毎日新聞）
- ホテル側「拒否は当然」 新社長ら会見 県の責任主張 「納得いかないが」 入所者自治会側謝罪文受け取る（熊本日日新聞）
- 12月3日 「予約時元患者隠した県に責任」 ホテル側見解は「偏見」 県が反論、厚労相らも批判 旅館組合ホテル除名「黒川温泉の信用を失墜」（西日本新聞）
- 宿泊拒否問題のホテル 旅館組合が除名 本日付 「説明求める発想が偏見」 熊本県、ホテル側批判（朝日新聞）
- ハンセン病理解深めよう 県が関係資料展 宿泊拒否問題も（熊本日日新聞）
- 「説明要求こそ差別」 ホテル側に県反論 ホテル側の対応不誠実 野沢法務大臣（熊本日日新聞）
- 12月5日 ホテル社長再び謝罪 恵楓園訪れ 「年内に手引書」 元患者側の不信解けず（西日本新聞）
- 菊池恵楓園再訪 社長改めて謝罪（読売新聞）
- 「啓発不十分で反省」 熊本地方法務局など 宿泊拒否事件で声明（熊本日日新聞）
- 「改めて社会の本音を聞かされた」 社会的治癒遠く ホテル名公表 県に非難矛先 嫌がらせ背景 組織的見方も（東京新聞）
- 元ハンセン病宿泊拒否“和解”の裏側 元患者に非難・中傷の追い打ち バッシングで疲弊 『税金使って温泉行くな』 謝罪拒否に電話100本殺到（東京新聞）
- 12月7日 「妥協」に揺れる元患者 相次ぐ中傷電話 誠意ないホテル 現実厳しく続く闘い（西日本新聞）

偏見差別ない社会に ハンセン病 創作劇で小学生訴え 合志・人権フェスタ
(熊本日日新聞)

「言い過ぎ」一転否定 アイスター、HPに掲載 発言迷走、入所者ほんろう
(熊本日日新聞)

知事がホテル批判 (朝日新聞)

12月8日 「まだ終わっていない」 玉名 公開シンポで問題点探る (読売新聞)

社長「謝罪」HPで否定 ハンセン病元患者団体「信用できぬ」怒り (読売新聞)

「自分の問題として考えて」薬害エイズ、ハンセン病でシンポ 当事者ら訴え
九州看護福祉大 湯船から笑顔の抗議 沖縄の学生ら 元患者宅で一緒に入浴
(熊本日日新聞)

12月9日 県「啓発」改めて強調 市町村広報誌に掲載依頼 (読売新聞)

川田さんが恵楓園訪問 「風化させず語り継ぐ」 (読売新聞)

全原協、社長に抗議文 (読売新聞)

HPに「宿泊拒否当然」アイスター再び正当化 社長に抗議文 原告団協議会
(西日本新聞)

県議会委 宿泊拒否問題 ハンセン病啓発拡大へ取り組み 県部長、改めて方針示す (毎日新聞)

ホテルなお「宿泊拒否は当然」 HPに「社の正式見解」 県の対応も改めて批判 「謝罪になってない」抗議の全原協 (朝日新聞)

ホテル経営会社に抗議 ハンセン病訴訟原告団 “衝撃、苦痛受けた” (しんぶん赤旗)

アイスター本社に抗議文 国賠訴訟原告団協「露骨な偏見、差別」 依然「拒否は当然」ホテル側 HPに見解を掲載 「一層の啓発」強調 県議会で県側説明 (熊本日日新聞)

12月10日 アイスター社長聴取 熊本地検 旅館業法違反告発受け (読売新聞)

ホテル社長聴取 宿泊拒否で熊本地検 (西日本新聞)

社長から任意で聴取 熊本地検 旅館業法違反の疑い (朝日新聞)

ホテル社長を事情聴取 熊本地検 旅館業法違反 (熊本日日新聞)

12月11日 「人権意識問われる」 ハンセン病元患者宿泊拒否問題 幸山市長が見解 熊本市議会一般質問 (熊本日日新聞)

12月12日 宿泊拒否の社長 事前約束なし／滞在は数分 全国行脚に入所者憤慨 「形だけの釈明だ」 (熊本日日新聞)

「宿泊拒否」アイスター社長 釈明行脚 全国のハンセン病施設へ 恵楓園幹部「実績作り、真意は？」 (毎日新聞)

社長釈明行脚 「他意はない」 アイスター (毎日新聞)

- 社長、療養所に謝罪行脚 予約なし・・・評価と批判 (読売新聞)
- 12月13日 社長「おわび行脚」の怪 沖縄—青森8療養所 アポなし 元患者「何のため」 「判断は当然」なお主張 HPに批判・激励掲載 熊本県 (朝日新聞)
- ハンセン病シンポジウム in 福岡 (読売新聞)
- 県が組合に経緯説明 黒川温泉 入所者招き講演会 鹿央町米野岳中 (熊本日日新聞)
- ハンセン病元患者夫妻 切々と訴え 「普通のまなざしに向けて」 差別解消 若い人に期待 (佐賀新聞)
- ハンセン病差別根絶を 佐賀で公演 (佐賀新聞)
- 「中傷は二重差別」 恵楓園入所者夫婦 龍谷短大講演で訴え 吉永小百合さん 学生に訴え 全社員を対象に人権学習会 アイスター (毎新聞日)
- 12月14日 ハンセン病元患者拒否に反響 (読売新聞)
- 12月16日 全療協がアイスターに抗議 江口社長「判断間違いない」 宿泊拒否「検証課題に」 厚生省の会議委員 菊池恵楓園で調査 ハンセン病安全宣言を検討 県人権教育・啓発基本計画に (熊本日日新聞)
- 宿泊拒否で社長「おわび行脚」 会談、平行線のまま 全療協事務局長「認識不足」と怒り (朝日新聞)
- 元患者宿泊拒否 ホテル本社に全療協が抗議 (朝日新聞)
- 国との「対策協」で取り上げ 熊本訴訟原告・弁護団が確認 患者数など県が調査方針 県民に感染リスクなし伝える (毎日新聞)
- 宿泊拒否ホテル側「間違ってた」 全療協も謝罪要求 (西日本新聞)
- ハンセン病「安全宣言を」 菊池恵楓園自治会長 熊本県に提案 (読売新聞)
- 12月17日 「国の隔離政策 偏見生む」 アイスター釈明 元患者「責任転嫁だ」 (西日本新聞)
- 抗議に「おわび」 元患者宿泊拒否 ホテル側が回答 (熊本日日新聞)
- 宿泊拒否ホテル側 「衝撃と苦痛与えた」 元患者側「謝罪と言えぬ」 (朝日新聞)
- 12月18日 内なる差別静かに問う ハンセン病宿泊拒否 克服へ試み 元患者の作品展、専門家講演 教育に希望を託す 訪問事業強化へ 熊本県謝罪 (西日本新聞)
- 「人権」学ぶ動き活発に ハンセン病元患者宿泊拒否から1ヶ月 「だれにも差別意識ある。優しくする心磨くしかない」 旅館主らに医師講演 阿蘇町 西日本原告団副団長の志村さん 人間の尊厳訴え 熊本工高生に語る (西日本新聞)
- 潮谷知事が講演 ハンセン病シンポ 24日開催 (読売新聞)
- ハンセン病正しい理解を 宿泊拒否問題で県 旅館業者らに講演会 阿蘇町 (熊本日日新聞)

- 12月19日 ハンセン病元患者宿泊拒否 表面化から1ヶ月・・・熊本で文学展／八代三中
で講演 偏見根絶へ動き活発に (読売新聞)
- 12月20日 宿泊拒否 児童も怒り 合志南小6年生93人が作文 恵楓園に一部送る 人
権意識の低さ非難 (毎日新聞)
ホテル、誤り認める ホームページで「心から反省」 (読売新聞)
アイスター「宿泊拒否は間違い」 ハンセン病問題 全療協要請受け HPで
見解訂正 (熊本日日新聞)
ホテル側、全面謝罪 全療協は和解方針 (朝日新聞)
- 12月21日 宿泊拒否 謝罪受け入れ ホテル側が責任認め (読売新聞)
謝罪「おざなり」 猛反発 恵楓園入所者 「訴訟の可能性も」 (読売新聞)
県「方針転換なら歓迎」 (読売新聞)
宿泊拒否が投げかけたもの(上) 12・24 ハンセン病シンポジウムを前に 根
深い差別今なお (読売新聞)
「判断すべて私の一存」 総支配人 「辞職言えぬ」 菊池恵楓園で謝罪 入
所者が責任追及 (西日本新聞)
元患者が謝罪受け入れ アイスターの宿泊拒否問題 一ヶ月ぶり決着 (毎日
新聞)
恵楓園とホテル側和解 全療協も謝罪受け入れ (朝日新聞)
宿泊拒否問題で和解 「まるで別人のよう」 元患者ら 社長訪問を歓迎 (朝
日新聞)
無知と差別解決これから 「心」に潜む偏見 問い直す契機に 解消へ闘い
続く 信じたいその言葉 「おわび行脚」元患者ら評価 (朝日新聞)
ホテル側の謝罪受諾 全療協が「一応落着」 事務局長「法的責任は別」 (熊
本日日新聞)
- 12月22日 宿泊拒否が投げかけたもの(中) 12・24 ハンセン病シンポジウムを前に 元
患者の痛み分かち合う 大分の中学生 交流深める 差別生む心の弱さ (読
売新聞)
宿泊拒否されたハンセン病元患者へ匿名中傷 根深い偏見 ぞっとする 一
緒にお風呂イヤだ 腹いせにしか見えぬ 社会啓発の質問われる (朝日新聞)
- 12月23日 宿泊拒否が投げかけたもの(下) 12・24 ハンセン病シンポジウムを前に 隠
すつらさ二度と・・・「社会復帰」偏見恐れ職転々 (読売新聞)
- 12月25日 ハンセン病シンポ in 福岡 差別に終わりを 人権社会「宣言」 入所者 社
会的解決訴え 中学生へ首相返事「啓発へ一歩一歩取り組む」 (読売新聞)
福岡でハンセン病シンポ 知事が講演 「差別なくす」決意新た (読売新聞)
- 12月27日 「宿泊拒否」が投げかけたもの—ハンセン病シンポジウム in 福岡 差別は自
らの中にある (読売新聞)

論壇 2003 「回復者」 共生の一步に (読売新聞)

12月31日 紙面月評 宿泊拒否問題 きめ細かな継続取材を (熊本日日新聞)

2004年

1月5日 タカ・馬原投手、回復者を応援 ハンセン病宿泊拒否 菊池恵楓園に寄付 「差別 他人事でない」 (読売新聞)

1月6日 「元患者 無条件受け入れ」 ハンセン病宿泊拒否問題 アイスター会見 (熊本日日新聞)

ハンセン病「元患者」 呼び方再検討 潮谷知事 (熊本日日新聞)

1月9日 ハンセン病めぐる熊本のホテルの事件 ある差別感覚 加賀乙彦(しんぶん赤旗)

1月11日 アイスター関連会社 入所者に温泉旅行打診 恵楓園など療養所訪問 (熊本日日新聞)

1月12日 宿泊拒否 「ホテルの厳正処分を」 ハンセン病全療協など 県、地検に申し入れ (熊本日日新聞)

1月15日 厚労省会議 ハンセン病「宿泊拒否問題」検証会議として検討へ (熊本日日新聞)

1月18日 「アイスター見守る」 社長に申入書 統一交渉団「行動で判断」 (熊本日日新聞)

1月21日 「ハンセン病」啓発番組 県が初企画 (読売新聞)

1月28日 ホテル宿泊拒否でハンセン病交渉団 県、地検は厳正処分を (熊本日日新聞)
ハンセン病宿泊拒否で申し入れ 心の傷切々と訴え (朝日新聞)
広報誌に啓発記事 県2月号に 宿泊拒否を批判 (朝日新聞)

1月29日 「自分で偏見点検を」 旅館業従業員らに研修 (熊本日日新聞)
恵楓園入所者の講演会に500人 松島町 ハンセン病正しい理解を 旅館業者ら対象研修会を開催 人吉市 (熊本日日新聞)

1月30日 「責任は県にある」 県聴取にアイスター社長 潮谷知事「人権認識甘い」 (熊本日日新聞)

「ハンセン見せかけ」 怒りの声 入所者 謝意なき謝罪不要 知事も無念さ隠さず (西日本新聞)

「責任は熊本県」 またホテル社長 県の聴取で主張 (朝日新聞)

2月5日 「宿泊拒否」検証課題に ハンセン病検証会議 中間報告素案を了承 (熊本日日新聞)

2月6日 アイスター秘書室長 恵楓園入所者の宿泊拒否理由 元暴力団員に例え説明 抗議者にメールで「お客が被害意識」 (熊本日日新聞)

2月7日 ハンセン病正しく理解して 恵楓園の自治会長講演 錦町 (熊本日日新聞)

宿泊拒否問題や自衛隊イラク派遣問題の報道 熊日第三者委で論議 第6回会合（熊本日日新聞）

- 2月10日 市民の立場から社会復帰支援を 県内福祉3団体がハンセン病セミナー（熊本日日新聞）
宿泊拒否のアイスター 抗議メールを無断公開 氏名・住所・携帯も（朝日新聞）
人権基本計画「宿泊拒否を具体例に」 検討委 ハンセン病で県に要望（熊本日日新聞）
- 2月12日 ハンセン病歴で宿泊拒否 ホテル営業停止処分へ 熊本県方針（朝日新聞）
新聞報道の功罪探る ハンセン病テーマに人権学習 西合志南中 「隔離に無批判」「差別を助長」 厳しい指摘も（西日本新聞）
- 2月13日 宿泊拒否 ホテルを営業停止 2～5日間 熊本県方針「再発の恐れ」（毎日新聞）
- 2月14日 宿泊拒否問題 恵楓園で初の聴取 熊本地検 入所者、被害訴える（熊本日日新聞）
- 2月15日 「ハンセン病啓発不十分」 人権シンポで知事（朝日新聞）
- 2月16日 宿泊拒否 ホテル4日間営業停止 県方針 全国初 来月15日から（熊本日日新聞）
偏見・差別の歴史断つ 宿泊拒否ホテル営業停止処分へ 県の強い意志示す（熊本日日新聞）
- 2月17日 宿泊拒否ホテル廃業 アイスター方針を表明 「最大の謝罪」（朝日新聞）
「えっ 廃業で謝罪？」 熊本の宿泊拒否ホテル 入所者ら戸惑い 「我々が非難されるかも」（朝日新聞）
ホテル廃業へ 「便乗、誤解招く恐れ」 菊池恵楓園の太田自治会長 新たな問題を提起（朝日新聞）
宿泊拒否ホテル廃業へ アイスター社長が表明 「最大の謝罪」 「営業停止」日数持ち越し 県（熊本日日新聞）
真意はどこに・・・ 宿泊拒否ホテル 突然の廃業表明 戸惑う関係者ら（熊本日日新聞）
宿泊拒否ホテル廃業 ハンセン病問題 アイスター方針「入所者への謝罪」（読売新聞）
問題うやむやのまま 驚く関係者 「前向きな選択でない」（読売新聞）
「廃業は責任逃れ」 入所者ら批判 啓発期待むなしく（読売新聞）
ハンセン病宿泊拒否 ホテル社長廃業表明 「元患者に最大の謝罪」（毎日新聞）

広がる疑問、戸惑い 県 謝罪になるのか 地元採用者 雇用不安も浮上 (毎日新聞)

別の目的? 安易な幕引き? 「最大の謝罪」の意図は・・・ (毎日新聞)

宿泊拒否ホテル廃業 アイスター表明 ハンセン病事件「最大の謝罪」 時期は未定 熊本県処分先送り (西日本新聞)

「罪滅ぼしになるのか」 ホテル廃業方針 入所者疑念深く 「新たな中傷が心配」 (西日本新聞)

2月18日 営業停止の方針決定 県、きょう事前通知 (熊本日日新聞)

営業停止処分を決定 熊本県 きょう会社側に通告 入所者ら中傷 匿名電話続々 (朝日新聞)

ホテル営業停止決定 熊本県きょう通知書 (毎日新聞)

恵楓園に中傷電話 県にも 偏見の根深さ浮き彫り (西日本新聞)

ホテル処分、来月上旬判断 熊本県 (読売新聞)

2月19日 恵楓園に再び中傷、抗議 入所者は苦痛の表情 (熊本日日新聞)

2月22日 児童が元患者にエール 熊本市人権フェスティバル ハンセン病で発表 (熊本日日新聞)

2月25日 予算点描 2004② ハンセン病啓発 恵楓園との交流に力 (朝日新聞)

2月26日 ハンセン病宿泊拒否問題 「人権救済へ法整備を」 県議会で知事 国に対応要望へ (西日本新聞)

入所者中傷など 2次被害が深刻 (西日本新聞)

3月4日 宿泊拒否のホテル 3日間の営業停止 旅館業法違反 県が処分決定 (熊本日日新聞)

恵楓園入所者「一つのけじめ」 人権侵害抑止へ 罰則整備望む声も (熊本日日新聞)

営業停止は3日間 きょうアイスターに通知 熊本県 (毎日新聞)

15日から営業停止 処分3日間 熊本県近く通知 (西日本新聞)

ハンセン病啓発番組で意見交換 KABの審議会 (朝日新聞)

3月5日 営業停止を通知 熊本県郵送 3日間、ホテル側に (朝日新聞)

営業停止の処分を通知 県 (熊本日日新聞)

宿泊拒否問題 3日間営業停止処分 熊本県決定 アイスターに通知 入所者ら卒業祝う 人権学習の大分・田染中「勇気もらった」 (読売新聞)

ハンセン病理解を 9日、熊本でフォーラム 講演やビデオ上映 (読売新聞)

3月6日 潮谷知事 営業停止処分を発表 旅館業法違反で3日間 (熊本日日新聞)

処分日数で大激論 類例なく混迷の県 行政の論理と救済板挟み (熊本日日新聞)

宿泊拒否処分 熊本県知事 入所者に報告 (熊本日日新聞)

- 3月10日 「宿泊拒否」など議論 ハンセン病フォーラム 啓発の必要性訴える 熊本市
(熊本日日新聞)
- 3月12日 恵楓園自治会機関誌『菊池野』 宿泊拒否を特集 (熊本日日新聞)
- 3月13日 宿泊拒否問題のアイスター社 県批判、最後まで 関係者らが憤りの声 「人権
侵害を正当化」 (朝日新聞)
ホテル側 処分受け入れ 3日間の営業停止 「廃業は5月5日めど」 (熊本
日日新聞)
- 3月16日 営業停止始まる 宿泊拒否ホテル 客らチェックアウト (熊本日日新聞)
- 3月18日 アイスター略式起訴へ 宿泊拒否で熊本地検 重大な人権侵害 社会への影響
重視 (毎日新聞)
- 3月21日 偏見、差別根絶を 東京でハンセン病シンポ (熊本日日新聞)
入所者に萎縮、おびえ 非難、中傷影落とす 里帰り事業参加者も減少 (西日
本新聞)
- 3月29日 アイスター 前社長も刑事処分へ 熊本地検 宿泊拒否に本社関与 (熊本日日
新聞)
アイスター前社長も立件 宿泊拒否指示の疑い 熊本地検 近く略式起訴 (毎
日新聞)
アイスターの前社長立件へ 会社ぐるみ裏付け 熊本地検 「人権侵害事件」と
認識 (毎日新聞)
- 3月30日 「本社の責任 明らかに」 恵楓園入所者 再発防止へ啓発要望 西山前社長
も含め略式起訴 経営陣の関与認定 (熊本日日新聞)
前社長らに罰金2万円 宮地簡裁略式命令 異例の刑事処分 (熊本日日新聞)
アイスターに罰金 宮崎簡裁略式起訴 前社長ら3人も (朝日新聞)
宿泊拒否に罰金 会社の責任明らかに 入所者、処分を評価 心への打撃量刑
に考慮 (朝日新聞)
宿泊拒否のアイスター前社長ら略式起訴 旅館業法違反 刑上限の罰金2万円
(読売新聞)
「組織ぐるみ」地検判断 知事、法的区切りに安堵感 (読売新聞)
解説 アイスター略式起訴 「組織的な拒否」深刻 依然として差別根深く (読
売新聞)
- 4月3日 「宿泊拒否」啓発の契機！！相次ぐ見学、講演依頼 菊池恵楓園 「悲しい事件
だが・ (熊本日日新聞)
- 5月5日 宿泊拒否ホテルあす閉館 経営のアイスター 従業員の大半解雇へ (熊本日日新
聞)
従業員が組合結成 アイレディース黒川温泉ホテル 閉館撤回を要求へ (熊本
日日新聞)

- 5月6日 宿泊拒否ホテルの従業員 雇用継続へ団交要求 組合結成で集会(熊本日日新聞)
- 5月7日 宿泊拒否ホテル閉鎖(朝日新聞)
閉鎖のアイレディースホテル従業員 営業・雇用継続へ集会(朝日新聞)
宿泊拒否ホテルの従業員 雇用継続へ団交要求へ 組合結成で集会(熊本日日新聞)
ホテルの廃業届出 アイスター(熊本日日新聞)
- 5月11日 「ホテル営業再開を」 宿泊拒否問題で解雇の従業員ら 県や町に要請書(熊本日日新聞)
- 5月12日 アイスター 雇用継続「応じられぬ」 ホテル従業員に回答(熊本日日新聞)
- 5月14日 「未払い残業代調査を」南小国町の閉館ホテル従業員ら 労基署へ要請(熊本日日新聞)
黒川温泉ホテル雇用問題で労組 残業代支払いを労基署に要請(朝日新聞)
- 5月15日 熊本学園大「ハンセン病講座」開講 宿泊拒否事件もテーマに(熊本日日新聞)
- 5月16日 人間回復への光 ともし広げよう ハンセン病訴訟判決3周年集会(朝日新聞)
- 5月18日 アイスター解雇撤回せず ホテル閉館 従業員が初の団交(熊本日日新聞)
- 5月20日 ハンセン病と部落問題 国が2つの差別結びつけ 熊本市でシンポ 偏見の100年を検証(熊本日日新聞)
差別の歴史検証し解消へ 熊本でシンポ、350人参加(熊本日日新聞)
- 5月21日 中傷の手紙 反面教師に 恵楓園自治会が冊子化 宿泊拒否の差別浮き彫り(西日本新聞)

三 潮谷前知事への聞き取り

本委員会では、2012(平成24)年12月26日午前10時～正午、熊本県庁本館13階展望会議室において、事件当時、熊本県知事として問題処理に奔走された潮谷義子前知事に対し、事件について聞き取りを行った。聞き取りの主な内容は下記のようなものであった。

国賠訴訟が終わった後、県と恵楓園自治会の皆さんとの信頼関係を構築したいということが私の中で大きかったです。県と自治会との間で、表だって争いごとがあったというわけではなかったのですが、無らい県運動の影響等もあって行政に対する不信感というのは、大きなものがあるんじゃないかという思いでした。

実は国賠訴訟が終わった後、アンケート調査等の際にも相当慎重に自治会と関わりを持ちました。そういった中でこの問題が起き、やはり人権侵害の障壁が存在することを実感させられましたね。県が国賠訴訟以後、いろんなアピールをしてきたのにもかかわらず、このような事件が起きたことがショックで、怒りがあったことは事実です。

県職員の対応については全幅の信頼を持っていましたが、(ホテル側の対応は)“なんと理不尽な”という思いはありました。そこで、公文書でホテル側に申し入れを行うことによって、“これまで人権侵害をやったのだから、どこかで意思を翻されるのではないか”という期待感があつたことは事実です。

もしかしたら拒否するのではないかという予感はあるつつも、最終的には、これだけ口頭で説明した後この文書を出しているのだから、どこかで大元の代表取締役が直に出てきて話に応じて何らかの動きがあるのではないかというわずかな期待感がありました。「もう決裂ですよ」という意味合いは最初からはなくて、一縷の理解を求めています。これを拒否されるということは、旅行を希望されている自治会の皆さんにとって本当に大きなショックなことですから。

国賠訴訟以後、「自分たちは理解されている」、「理解され始めている」という状況の中で起こった事件ですから、“県が頑張らないとダメージが大きいのではないか”という思いが、私の中でものすごく大きかったですね。行ってくれた職員も私の気持ちを汲んでいたということで、「極めて遺憾です」ということは伝えなければならぬと思いました。文書できちんと立場を明らかにしつつ、それでもまだ折り合っていないのではないかという気持ちはありました。

職員の中にも「これで最後」と結論を出す意志はありませんでした。やはり私と同じように、今まで自分たちが、いろいろ説明もしてきたし、県がそれまでやってきたアピールの中身も相手側にも伝えてきているし、(ハンセン病は)インフルエンザウイルスよりも感染力が弱いということも伝えていました。粘って粘って翻意してほしいと思っていましたね。

太田さんとアイスターとのやりとりからの影響よりも、園の皆さんのニーズに基づいた啓発活動を県はやってこなかったのではないかという思いがあり、それが今回のような無理解な状況を生んだのではないのでしょうか。そして県はそのような前提の中で、何回もやりとりをさせていただいたにもかかわらず拒否をされた。私としては、一つは県側の姿勢が不十分だったのではないかという思いと、国賠訴訟で地裁判決が出たにもかかわらず、そしてその事実をアイスターに伝えているにもかかわらず、なおかつこのような拒否があつたということで、これはやはり公にすべきではないかと思ひ至りました。

(太田さんに)電話をかけた時に、太田さんは当然賛意のお言葉を出されるであろうと思っていました。ところが、太田さんはとても冷静で、「知事がそのようにお考えになることに対してとやかく言いませんけれど、どんなリアクションが来るでしょうかね」というような、何かすっきりとしないやりとりでしたね。

“私はこんなに人権侵害の事実を重く見ているのに、どうして太田さんは「どうぞよろしく県の方でやってください」とはっきり言われぬのかな”と思っていました。しかし、それほど彼らは差別を受けてきた、その重さを私が分かっていなかったこと

を後で感じました。皆さんたちと私とのハンセン病という出来事を通しての距離、心情的な部分、多分、太田さんも理屈や理論としては、私の言う「マスコミに公にすべきではないか」ということは分かっていたらと思います。しかし、心情的に、もしそうしたら、その後どういうリアクションが出てくるかということ、彼は感じていらしたのではないのでしょうか。太田さんはその後のいろいろな状況の中で「やっぱりこうだったでしょ。だから私は恐れたんですよ」とは一言もおっしゃらなかったのですが、私の中では“かくもひどいものか”と打ちのめされたような気持ちでした。

その時に太田さんと話をして私が引っ込んだかといえば、引っ込まなかったと思います。彼が私にその後に出てくるさまざまなことについて、「こういうことも出てくるかもしれません。ああいうことも出てくるかもしれません」と言ったとしても、私はそれでも「ここは乗り越えなければならない」とマスコミに伝えたと思います。ただ、県職員の皆さんに対して、この件を記者会見の中で言うことは事前に伝えませんでした。記者会見が終わる時に「私の方からもっと重要なことがあります」と切り出しました。（その時点では）事後に起きた出来事は全然想像できませんでしたが、アイスターという社名を出すし、黒川という名前も出さざるを得ないといった時に、そういった意味合いでの反響はとても大きなものが出てくるのではないかと考えていました。だから、そういったことに対する責任は私にあると。職員では絶対にないわけであるし、その責任は私が負わなければならないと考えていました。記者会見でそのことを言うかどうかという事前相談や、あるいは「言います」ということは担当者には言っていませんし、広報課にも言っていません。

この問題は月日を経るごとに切なさを覚えます。怒って当然のようなことに対してでさえも慮らなければならないということが長い間に蓄積されてきたかと思うと、本当に切ない。そういうふうになってしまうことが切ない。だからといって、菊池恵楓園の皆さんたちに「もっと強くなりなさい」などとは言えません。改めてハンセン病の人権侵害の歴史の長さや深さ、重さを感じさせられて、切なくなってしまう。今、一連の出来事を振り返って考えた時に切なさがこみ上げますが、途中は“なぜ怒らないの？”とっていました。

（入所者自治会と県の関係であるが、自治会が）県をバックアップするというのではなく、自治会は自治会として、県は県としてという状態だったと私は思っています。

この事件を通して思ったのは、法律であるとか施策であるとか、そしてまた裁判だとか、人権を回復させるということでは決してないこと、国賠訴訟で勝訴された方々は「人間回復」とおっしゃったけれど、本当の意味での「人間回復」は、一人ひとりが変わっていかない限り、そういった流れの中で解決されていくものではないというのをものすごく感じさせられました。県が行う啓発活動の大切さ、菊池恵楓園と交流

していく中で理解していくということが大事であると。人権学習の中で、生まれた時から人権教育をしていかなければならないことを本当に感じさせられました。

（旅館業法違反以外の告発の方法についても）検討しました。私自身模索しましたが、私の知恵だけではダメだったので、当時、国から出向してきていた副知事が法律にもものすごく詳しくだったため、彼に（他の方法がないかと）尋ねました。熊本県の人権擁護局にも告発して、そこからすぐ検察庁に動いてくれましたが、検察庁と国との連携の中で出てきたのが、実は人権侵害に関わる罰則規定がないということでした。そのことは、私自身、人権擁護委員をしていたし、しかも同和問題に関わっていて、この方々が人権問題に関わる法律の整備、人権救済法の制定をおっしゃっていたことも知っていたのですが、そこは私の中で全然つながりませんでした。人権に対して何か法律があるはずという思いがすごくあったので、ないという現実をこの時に嫌というほど突きつけられました。

旅館業法の範囲では（営業停止が）最大5日間。それでも、私はなんとかならないかとあがきました。こういうことにこそ罰則をもってやっていいという怒りがあったんですね。しかし、現実には営業停止3日だけ。私は5日と主張しましたが、やはり法律論の中で考えると、5日間の営業停止を決定するには伝染病が出てすごい状況になったとか客観的なものがないといけませんでした。それで最終的に私が引込んだわけです。本当になんとかならないものだろうかと思いました。

あらためて人権救済法が日本にはないという現実にぶつかったし、いまだに整備されていないのですね。これは問題だと思うし、世界的に見ても恥ずかしいことだと思います。では、どう整備していくのかと問われると難しい問題がたくさんあるとは思っています。

差別文書であっても、「殺すぞ」とかそういった言葉がない限りどうしようもない。本当に人権侵害に関わる法律や救済法がないというのを嫌というほど味わいましたね。

日本の人権は国際的に見ても整備されなければならないことがたくさんあります。（差別を規制する法律を）整備する必要はあるけれど、成立はなかなか難しいと思います。それは中にいる人の問題でもあるので、まずは中側のコンセンサスを得られるのかどうかということと、全国の療養所の方々も一緒になって考えなければならない課題であるので、そう簡単には成立しないのではないのでしょうか。やらなければいけないという課題は私も分かりますが、これが成立するまでというのはたやすくはない。おそらく善意で“そんなこと（差別）があるわけじゃないじゃないの”と思う方がいらっしやるはず。

この問題が起きた時、県の法務局と警察、国の人権擁護局が敏速な動きをしてくださったのには感謝しています。後で聞いてみたら、やはり文書を整えて国に出すまで、地元の法務局はものすごいエネルギーを割いてやってくださったということでした。

そういった意味では、自治会の皆さんたちもとても信頼を持たれたのではないのでしょうか。

（泊めなかったことについて全面的に謝罪すべきなのに、そこに条件をつけて謝罪することは理屈に合わないという意見に）私もまったく同感です。結局、謝罪に名を借りて弁明に行ったのかという感じでした。「県がちゃんと伝えていれば、我々はこのような状態にはならなかった」と。「結果については謝るが、その原因は県にある」という弁明に終始されたと思います。謝罪を目的にしたのではなく「そこまでに至るまではこうでした」という立場の説明に行ったようでした。県としては、「また一から言わせるの？」という感じでしたね。

「最初の段階で（宿泊する人が）ハンセン病元患者だと言わなかった」と繰り返すのは、やはりハンセン病そのものに対して理解がないということ。人権差別の根底に、医学的かつ病的に理解していない無知さがあるということ。これは、宇野先生なども「医学者としてきちっと理解を促していくことが必要とされている」と言われます。単に人権侵害という言葉だけではなくて、ハンセン病そのものに対しての理解を促すという啓発が必要ということを教えてくださいました。（ホテル側の2回の「謝罪」が本当に謝罪として評価できるのか。マスコミが謝罪の意味を検証せずに、その場の映像とともに「謝罪」という言葉を非常に軽々に使って報道したことが、差別文書の背景にあるのではないかという意見に）私も同感です。あの時のマスコミの対応に、“やはり表面的にしか捉えてくださってないんだな”と思いました。中には、「（ホテルの）営業もダメになるような状態だから」という、相手側（の行動の趣旨）をきちんと理解して発言しているのかなと思われるような記者もいました。

12月20日の謝罪も、知事は謝罪として受け止める意志はありませんでした。

恵楓園の皆さんが謝罪を断ったということで、報道の中にも「謝罪をしているのに恵楓園の皆さんは許していないじゃないか」というような雰囲気がありました。“もう許してやっていいじゃないか”というニュアンスが見え隠れする感もありました。私は「謝罪になっていない」ということを（マスコミには）きちんと表してほしいと思っていました。

「自分たち（アイスター側）からすれば、出て来た現象は他罰的なものだけれども、これだけ騒がれていますので謝ります」というような流れでした。

誹謗中傷については、私のところにもハガキが届きました。どうして私の住所を知っているのか、しかも同じ筆跡で毎日送られてきていました。この時、知事にプライバシーはないということを実感しましたね。また、毎日送られてくるものだから、（一緒に住んでいた）孫の目に触ったら良くないと思い、郵便局にお願いしてしばらくの間、私の住所だけを別のところに移したくらいです。

もう一つは、弱い立場の人がいる時に、その方々に対して哀れみや同情は人間にとって心地よいもの、自分より弱い人がいる、その人に自分は何かしてあげている、あ

るいは同情している、理解しているというメッセージを届けるのは上下関係でしかないと思います。

私たちが当事者になることはできません。ただ、痛みに対して「辛かったですよね」と人間的な共感をどのように表現すればいいのか分からないけれど、それはきっと相手の心に届くものだと思います。そういったことが大事だし、共感したら、次のステップとしてその差別に対して“私に何かできることはないか”と考えることが本当の理解です。しかし、同等でないところでは「大変だね」と言うにとどまっています。そこには距離があって他人事。共感性が欲しいというのは、共感したら自分がどんな行動をすればいいか、そのための役割をどう担っていくのか考えるということです。もし行動にまで至らないとしても、自分の中に何か変化が起きてくる、こういう共感が欲しいですね。

また知識面について。どんなに私たちが「らい菌は感染力が弱い」と言っても、神経が侵されていくし、外側から見える形で顔貌に変化が起きてくることで、恐怖感を募らせるという歴史があまりにも長い。国連でもハンセン病に対する理解が訴えられたのは、ごくごく最近のことです。そのようなことを考えると、差別解消には直ちに結びつかないのではないのでしょうか。法律が定められた歴史よりも差別の歴史がずっと長いので、私たちは差別解消に対して、もっともっと啓発のあり方を考えていかなければならないと思っています。

それと、ハンセン病そのものが、いったいどんな差別を受けてきたのかという個別課題をきちんと検証していくこと。これは内田先生にも申し上げたいのですが、ハンセン病問題は水俣病と同じように多様な姿を持っていると私は思っています。たとえば就学権の問題、教育権の問題、居住権の問題、戸籍法上の問題、出生に関わるアイデンティティーの問題、今回の検証はあらゆる形でやってほしい。それがきちんとなされないと、本当の意味での啓発に結びついていかないという思いを私は持っています。

この問題は“（自分は）表しか理解していなかったのではないか”という疑問を突きつけられました。実は、養護施設の子どもたちの問題も水俣の問題も共通しているところがあります。それは何かというと、「ふるさとが語れない」ということ。このハンセン病問題を通して、他の偏見や差別に思いを馳せて共通点の深さを知りました。個別では養護施設の子どもを思い、水俣を思いしていましたが、実は人権差別は（根底に）共通しているものがあるということに愕然としました。

（ハンセン病問題は）私の中ではものすごく大きなウェイトを占めていました。というのは、夫の父がご承知のとおりずっと（ハンセン病問題に）関わっていたということと、潮谷自身が実は黒髪校事件の時に内田守先生などと話をして、未感染の子どもを慈愛園に連れて来ています。その時に父は、他の子どもと一緒に寝起きをさせられないということで、潮谷と一緒に寝起きをさせました。だから非常に身近にあっ

たのですが、差別という気持ちは自分の中にはなかったのに、この問題は差別のすさまじい現実を見せつけられました。

免田事件の時も、免田さんが「法律では無罪と言われたが、人々は無罪にしてくれない」とよく言っていたら、その時は“そういうものかな”と思いましたが、今回は実体験として感じさせられました。おそらくこの問題は、これからもずっと私の課題であると思います。同じように水俣の問題も川辺川の問題も。

四 ハンセン病問題検証会議による検証

ハンセン病問題検証会議では宿泊拒否事件も検証の対象として取り上げられたが、検証の結果は、次のようなものであった。

アイスターによる宿泊拒否が報道されると、大きな怒りの声が社会から起きた。しかし、ホテル側が形式的にも謝罪したことに対し、入所者らが「反省がない」と突っぱね、自分たちがどれだけ傷ついたかを訴えると、局面は一転した。県だけではなく、自治会等に対しても、中傷の電話や手紙等が殺到した。私たちはこの一ヶ月余り、美しい日本語の中にこれほどにも人を中傷し、さげすむ言葉があったのか、と思うほど、ひどい言動を浴びされ続けた。詳しくは言いたくはないが、ひどいものだった。例えば、後遺症のひどい人の写真をはがきの中央に張り付け、矢印で指し示して言いたい放題書いてあったものがあった。ありったけの汚い言葉を駆使したものもあった。別の温泉へ行ったところ、今度はそこへの攻撃が始まり、「あそこには泊らないようにキャンペーンを」というような動きが出た。恵楓園のある入所者は、そのショックを、あるシンポジウムの中で、このように語った。2004年2月26日、アイスターによる「ホテル廃業」発表のニュースが伝えられるや、県に対してだけでなく、自治会などにも、抗議の電話や手紙が再び殺到した。世間の批判の矛先が、県のみならず、元患者にも向けられた。ハンセン病に対する世間一般の理解不足と、元患者への偏見や蔑視の根深さを改めて痛感させるものであった。強制隔離とこれに起因する差別・偏見という「異常事態」が長く放置され続けた結果、市民の側に感覚麻痺があって、多数の人がこの「異常事態」に疑問を持たなくなっているといえるのではないだろうか。事件的な要素が伴わない限り、ハンセン病のニュース価値はそれほど高くなかったということにも、それは示されているように思われる。今回のアイスター事件の場合は、県が毅然とした態度をとったために、問題が顕在化した。顕在化していない同種事件は無数にあるのではないかと想像される。その意味では、アイスター事件がたとえ解決したとしても、問題は依然として未解決といえるのではないか。それでは、このような差別・偏見に対して、どのように対処していくべきだろうか。差別・偏見の特性に則した総合的で科学的な、そして何よりも差別される側の立場に立った対策を組

織的、継続的に行っていくことが必要ではないか。この必要性をいくら強調しても強調しすぎるといえることはないように思われる。というのも、わが国の場合、責任が国等に及ぶのを避けるためか、再発防止という観点からの多方面からの科学的な原因分析、調査はシステム化されないことが多かったからである。再発防止といった観点からのデータ作りも、一部の例外を除いて、まったく行われていない。調査と捜査は未分離で、調査が捜査の中に閉じ込められている場合も少なくない。

(略)

今回のアイスター事件については、ハンセン病と回復者に対する差別の二重構造が明らかになったという指摘がある。ホテル側の表面的な差別の背後に、社会の広範で深刻な差別構造が存在している。菊池恵楓園自治会がホテル側の形式的な謝罪を拒否したところ、抗議の手紙やファックスが殺到した。こうした抗議の存在こそが正面から見据えるべき問題の本質だと考えられる。回復者たちが同情されるべき存在としてうつむいて控えめに暮らす限りにおいては、この社会は同情し、理解を示す。しかし、この人たちが強いられている忍従に対して立ち上がろうとすると、社会はそれに理解を示さない。それが差別・偏見であることに気づいていない。このような指摘である。差別意識のない差別・偏見といえようか。深層に入ったものだけに、根が深く、その是正は必ずしも容易ではないが、人の手で作ったものを人の手で壊すことができないはずはない。この差別意識のない差別・偏見も、自然発生的なものではなく、人為的に、それも「無らい県運動」等によって政策的に作られたものだからである。

(略)

ハンセン病についての差別・偏見の特性を次のようにまとめることが許されようか。国策によって作出、助長、維持された差別・偏見だということが第1である。第2は、この「国策としての差別・偏見」の作出、助長、維持に、医療者、宗教者、法律家、マスメディア、その他、各界の専門家が作為または不作為という形で大きく関わっているということである。第3は、これらの専門家の中でも、わが国のハンセン病医学、医療の中心に位置した専門医と、この専門医の誤った医学的知見が果たした役割は大きいということである。第4は、この「国策としての差別・偏見」が長年にわたって維持され、いわば日常化された結果、差別・偏見という「異常事態」に対して市民の側に感覚麻痺が見られるということである。第5は、このように「異常事態」が日常化しているということ自体が、差別・偏見の正当化理由として悪用される可能性があるということである。第6は、この「国策としての差別・偏見」は、「同情」論と表裏一体のものと作出、助長、維持された結果、無数の「差別意識のない差別・偏見」、「加害者意識のない差別・偏見」が生み出されているということである。第7は、この「差別感のない差別・偏見」、「加害者意識のない差別・偏見」は普段は「寝た子」状態が多く、入所者の方々が差別・偏見に甘んじる限りは「同情」の中に隠されているが、入所者らが権利主体として立ち上がろうとすると、この「差別感のない差別・

偏見」、「加害者意識のない差別・偏見」に火がつき、燃え上がるということである。アイスター事件で明らかとなったものは、まさにこの点ではなかったのであろうか。それでは、このような差別・偏見にどのように対処していくべきであろうか。差別・偏見をどのようにして根絶していくべきであろうか。上記のような特性に則した総合的で科学的な、そして何よりも差別される側の立場に立った対策を組織的、継続的に行っていくことが必要ではないか。

五 熊本県知事の回答

ハンセン病問題検証会議からの再発防止に関する質問に対する熊本県知事の 2004（平成 16）年 11 月 11 日付の回答は次のようなものであった。

本県には、近代初期の日本のハンセン病医療を担った、イギリス人女性宣教師ハンナ・リデルが回春病院を開設し、病院のなかのハンセン病病原研究所だった建物が、現在「リデル、ライト両女史記念館」として存在し、また、フランス人司祭ジャン・マリー・コール師による待労院が創設され、現在、待労院診療所として存在します。さらには、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」があることやハンセン病の歴史を大きく変えることとなった判決が平成 13 年 5 月に熊本で出されたことなど、本県とハンセン病の関わりは非常に深いものがあります。そのため、本県といたしましても、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を強く望んでいるところです。平成 13 年 8 月に「菊池恵楓園等入所者意向調査」を実施し、その結果、県に対する希望のなかで、県民への普及啓発活動の充実ということが最も多く、これを踏まえ、新たに啓発映画の映写会や資料展の開催を行い、啓発パンフレットの増刷など、正しい知識の普及啓発の拡充を図り、ハンセン病に対する偏見や差別の解消に向け、積極的に取り組んでいます。平成 15 年 11 月、国立療養所菊池恵楓園に入所の方々に対する宿泊拒否事件が起きたことは大変遺憾なことであり、宿泊を拒否した当該ホテルに対し、旅館業法に基づく 3 日の営業停止という行政処分を課しました。今回の宿泊拒否事件の背景は、国の隔離政策により、長い間閉鎖されていたことによる、恐怖、絶望的な思いという入所者の方々の固定観念の払拭が極めて困難であり、一方、医学的に正しい理解を求める啓発の難しさもあり、国民や県民のハンセン病に対する正しい理解がまだまだ十分に浸透していなかったことの表れでもあります。県としても、この点を率直に反省し、このような人権侵害が二度と起こらないように、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のため、国や市町村などの関係機関とも連携し、啓発活動を今後とも繰り返し繰り返し、より一層進めていくこととしています。宿泊拒否事件からはじまり菊池恵楓園入所者自治会などに寄せられた手紙などを通じて感じたことは、①人権意識の啓発は、広汎に繰り返し継続することが必要であること、②人

権問題は他人事や責任転嫁するのではなく自分自身の問題として捉えるという自覚が必要であること、③一度形成された偏見は単に正しい知識を与えるだけでは払拭できない場合があり、人間的交流、共感を持つことが必要であること、④世代間偏見の連鎖を断ち切るためには若い人世代に重点的に啓発を行う必要があること、ということです。これらのことを踏まえ、具体的な啓発活動としては、対象を絞り込み、サービス業に重点を置いた、講演会・ハンセン病関係資料展・啓発映画の上映会の開催、啓発テレビ番組の制作・放映及啓発パンフレットを作成し県下全高校生への配布など、引き続きハンセン病に対する正しい知識の普及及啓発に努めるとともに、今年度新規事業として、人権侵害を受けた方々の苦しみや悲しみに共感する機会を県民の皆さんに提供する菊池恵楓園入所者の方々と県民の皆さんが直接交流する事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」に取り組んでいます。また、人権侵害により被害を受けた方々に対する、実効的な人権救済制度の一刻も早い法整備が必要であることを強く認識したところで

六 おわりに

2012（平成24）年9月23日に熊本市内で法務省・厚生労働省・全国人権擁護委員連合会等の主催により「ハンセン病に関する親と子のシンポジウム」が開催された。パネリストの一人として出席した菊池恵楓園入所者自治会長は、最後の発言において、同じくパネリストとして参加した熊本県内の中学校に通う中学生3名に対し、次のように要望した。

ハンセン病差別には加害者、被害者、傍観者という構図が存在する。傍観者をなくすためには何が大事か、これからも考え続け、答えを行動に移して行ってほしい。

この自治会長の遺言ともいうべき要望は21世紀に入っても私たちがいまだその答えを見出し得ていないことの裏返しである。このことは、「無らい県運動」が再発した場合、抑止力が働かないために、人権侵害が長期化し、深刻化することを意味する。その意味で、それは一人、中学生の課題であるにとどまらず、全ての国民、市民にとって共通の、そして、喫緊の課題であるといえよう。



補論

「差別手紙事件」裁判

菊池恵楓園入所者自治会に送り付けられてきた差別的な手紙は、その全てが匿名か、住所が明記されていなかった。しかし、2003（平成15）年11月25日、唯一の例外が送られてきた。

お前たちはハンセン病発病の時点で人間ではない。ダニやゴキブリやハエやノミやシラミやうじ虫よりもバカでアホでうざったくて汚い下等単細胞生物になったのである。（中略）ホテルというところは人間が泊まる場所であってお前たちのような人間ではないダニどもが泊まる場所ではない。

便箋2枚をびっしり埋めたすさまじい内容の文面とともに、封筒に氏名、住所、電話番号まで記されていたことに自治会役員は驚いた。

それから2週間後、当時、入所者自治会会長だった太田明は、熊本日日新聞の紙面に、封筒に記されていた名前を見つけた。江戸の被差別部落についての著作をまとめた部落解放同盟東京都連職員の浦本誉至史を紹介する共同通信配信記事。太田は報道関係者を通じて同都連に連絡した。浦本も同年5月から、自宅や自宅周辺の住民に「お前の身元を公表して、人間社会から追放してやる」「浦本は人間でない部落民。早くアパートから退去させて下さい」などと書かれた手紙を度々送り付けられていた。恵楓園への手紙のコピーを読んだ浦本によって、筆跡がそれらの手紙とも同じものであることが確認された。同都連は事件についての声明で「差別されているもの同士をぶつけ合わせようとする陰湿な悪意」と指摘した。

部落解放同盟関係者、菊池恵楓園入所者、在日韓国・朝鮮人、日系移民らを誹謗中傷する手紙、名前をかたった物品注文や雑誌への投稿など400件以上の犯行が繰り返された後、2004（平成16）年10月19日、東京都在住の当時35歳の無職男性が警視庁に逮捕された。男性は脅迫、名誉毀損、私印偽造の罪で起訴され、東京地裁での公判では起訴事実を全面的に認めた。

被告側弁護士によると、男性は都内の大学を卒業後、公務員を目指したが2年連続で不採用に。その後は工場などで非正規雇用の従業員として働いていたが、職場閉鎖などで解雇。犯行時は失業中だった。公判での本人尋問などで男性は「なかなか定職に就けず差別してストレス解消しようと思った」と犯行理由を説明。また、「被差別部落出身者やハンセン病元患者は自分より下の存在。自分自身は体制側に位置する人間と思っており、自分より下の存在が体制に盾つくのが許せなかった」とも述べた。「今はそういう考えは間違いだったと思っている」と反省の弁も語ったが、弁護士に「自分は下（の存在）になるのは嫌だと思っていたが、（逮捕で）一番下になった」との手紙を送り、弁護士から「あなたはまだ、人を序列化する思考から離れていないのではないか」との異例の被告人質問も受けた。

検察側は「差別心から行った犯行は、基本的人権の尊重を柱とし、法の下での平等を定めた憲法に対する重大な挑戦と言うほかない」と懲役3年を求刑。東京地裁は2005（平成17）年7月1日、求刑には及ばないものの初犯としては重い懲役2年の実刑判決を言い渡した。男性は控訴せず刑は確定した。

本件は一連の差別手紙で唯一刑事処分を受けた例だが、公判などで明らかになった理不尽な序列意識に基づく犯行は、現在のネット上にまん延する差別的な書き込みにも共通する。ハンセン病問題だけに限らない現代が抱える社会病理を浮き彫りにするものであろう。

『ハンセン病報道は真実を伝え得たか』出版

宿泊拒否事件で送られてきた菊池恵楓園入所者を非難する手紙については、その主張を擁護し助長するような内容の本も公的立場にある人物から出版され波紋を広げた。2004（平成16）年12月に発行された『ハンセン病報道は真実を伝え得たか』（社団法人JLM刊）。著者の末利光は当時、山梨県笛吹市立春日居郷土館・小川正子記念館館長で、元NHKアナウンサー。岡山放送局時代に長島愛生園取材し、同園入所者とも交流があるという。

末が同書を著したのは、2002（平成14）年6月23日付の熊本日日新聞記事がきっかけだったとしている。この記事は合志市で開かれた映画「小島の春」の上映会を伝えるもの。当時の菊池恵楓園入所者自治会長だった太田明が講演で映画を解説し「この映画は『無らい県』運動を背景に、国民に絶対隔離政策が最善であることを説得しようとした国策映画」と述べたことなどが記されていた。

末は映画の原作者である小川正子の記念館長として「見過ごせない」として、同書で小川正子擁護論とともに菊池恵楓園入所者自治会批判も展開。その中で宿泊拒否事件についても触れ、菊池恵楓園入所者自治会に送られてきた手紙を自治会には無断で掲載した。掲載したのは全て入所者側を非難する内容で、「今回の事件を知り、ハンセン病の患者さんを温かく受け入れようという気持ちはなくなりました。ハンセン病の人と同じお風呂に入って大丈夫なのかと心配します。ホテル側の対応は仕方のないことです」「病気をたてにあまりいい気にならないで下さい。園が全国からなくなってから言って下さい。あまえていませんか」「あなた方が肉親と疎遠になったことに私たちには何の責任もありません。他人を批判し支援を乞う前に家族に不満を言うのが『スジ』でしょう」などという手紙に、末は「誠にその通り、これに過る国民世論はないと思うことしきりです」「実にいい処を突いています」「こういう質の高い抗議の手紙」などのコメントを付け評価した。

また、末は「光田健輔自身が『懲戒検束権』をかざし、『監禁室』に患者を入れたという記録も浅学にして知らないのです」と懲戒検束の一番の推進者であった光田についての史実を歪曲する解説や、「らい予防法が熊本判決の後に廃止された」などの数々の事実誤認を記述。また、ハンセン病国賠訴訟原告団が賠償の上積みを狙っているかのような推測意見も掲載するなど、読者の誤解を招く論を展開した。

これについてハンセン病国賠訴訟原告団、弁護団、全国ハンセン病療養所入所者協議会でつくる統一交渉団が2005（平成17）年8月に公開質問状を送ったが、末は長島愛生園入所者の一部が小川正子の墓を参ったことを伝える新聞記事などを送付しただけで、質問にはほとんど答えなかった。

同書を発行したJLMは戦前の日本救らい協会の流れをくむ団体。同書の出版は、光田健輔らの強制隔離を患者救済として是認するいわゆる救らい思想を支持する層がまだ一定程度存在することを示した。また、入所者に同情を寄せるとしながら入所者が声を上げれば非難する社会が、その救らい思想を支えているとも言える。こうした同情主義の壁をどう打破するかは現代のハンセン病問題にとって依然、大きな課題である。

同書は2005年3月6日付朝日新聞山梨県版に、末の一方的な主張とともに紹介された。また、末自身もハンセン病問題に詳しい識者として山梨県を中心に多数の行政主催の「啓発講演」を行っている。内容を吟味しない安易なマスコミ報道や行政による啓発活動が正しい理解を妨げる場合があることも留意すべき点であろう。